

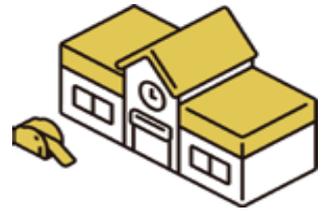
# 令和8年4月利用分から 一時保育利用料の減免を始めます

## 《対象者》

- 1) 生活保護世帯      2) 市民税非課税世帯
- 3) 市民税・所得割額77,101円未満の世帯
- 4) 市が特に支援が必要と認めた世帯※1

ただし、一時預かり（幼稚園型）の利用者を除く

※1 豊中市はぐくみセンターまたは豊中市児童相談所からサポートプランを手交され、サポートプランにおいて一時保育事業の利用を促された世帯



《対象施設》 豊中市内の民間就学前施設、公立こども園、ポピンズキッズルーム庄内、ポピンズキッズルーム桜の町（認可外施設を除く）

## 《減免後の利用料》（延長料金は午後6時00分を超える場合）

1) 生活保護世帯	1日当り	0円
	飲食費	400円
	延長保育料	0円
2) 市民税非課税世帯	1日当り	0円
	飲食費	400円
	延長保育料	0円
3) 市民税・所得割額77,101円未満の世帯	1日当り	400円
	飲食費	400円
	延長保育料	200円
4) 市が特に支援が必要と認めた世帯※1	1日当り	700円
	飲食費	400円
	延長保育料	200円

※詳細は各施設でご確認ください

## 《減免方法》 \*減免認定後の利用分から適用



【問い合わせ】 制度について：豊中市こども事業課 6858-2250, 2251  
認定について：豊中市子育て給付課 6858-2252